

指定管理業務点検・評価シート

平成26年3月4日

施設名	ライフル射撃場	所在地	西伯郡南部町猪小路806
施設所管課名	教育委員会スポーツ健康教育課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	鳥取県ライフル射撃協会	指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日

1 施設の概要

設置目的	ライフル射撃競技の普及・発展のため
設置年月日	昭和57年 5月15日
施設内容	・敷地面積：14,987㎡ ・建築面積：1,019㎡
利用料金	別紙のとおり
開館時間	午前9時から午後8時
休館日	毎週月曜日及び12月29日から1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフル射撃場の施設設備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・ライフル射撃場の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 ・その他管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作） ・利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 施設の管理体制

管理体制	<p style="text-align: center;">非常勤職員：2人〔計2人〕</p> <p style="text-align: center;">施設管理者（非常勤2）</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	24年度		27	43	33	53	46	59	30	15	36	45	22	29
23年度		21	28	67	52	19	34	26	32	21	26	18	29	373
増減		6	15	-34	1	27	25	4	-17	15	19	4	0	65

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	24年度		3	3	5	6	4	3	3	1	4	4	2	2
23年度		2	4	3	4	1	3	3	4	1	3	1	1	30
増減		1	-1	2	2	3	0	0	-3	3	1	1	1	10

5 収支の状況

区 分		24年度	23年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	41	30	11
		小 計	41	30	11
	事業外収入	県委託料	445	445	0
		雑入		1	-1
		小 計	445	446	-1
計		486	476	10	
支出	人 件 費	20	20	0	
	管理運営費	526	456	70	
	計	546	476	70	
収 支 差 額		-60	0		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
特になし	

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> 施設内に設置する意見箱 施設窓口や各競技関係の会議での意見受付、意見交換 県への「県民の声」による意見受付
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
特になし	

利用者からの積極的な評価
特になし

8 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
ライフル射撃協会による、ボランティア作業を引き続き行い草刈・清掃等を実施した。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
特になし

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	B	・定期的に清掃・除草が行われており、適切な維持管理が行われている。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	B	・昨年度指摘した料金徴収事務規定の不備が改善されていた。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[収入支出の状況]	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[職員の配置]	B	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
総 括	B	

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。